

平成元年度



資料調査報告書 第十七集

—旧鳥取藩士香河家資料—

序にかえて

資料調査報告書第十七集では、「旧鳥取藩士香河家資料」について報告・紹介することとした。

香河家は千三百四十石を給され、譜代番頭の家格を持つた鳥取藩の上級家臣であった。この資料の中には、香河家歴代の当主が池田家から拝領した知行充行状をはじめ、江戸時代初期の池田家一族の諸大名からの手紙など、貴重な資料が含まれている。

「旧鳥取藩士香河家資料」は、御子孫である函館市在住の香河学氏より、昭和六十二年六月当館が寄贈を受けたものである。貴重な資料を快く御寄贈いただいた香河学氏の御厚志に対し、あらためて深く感謝する次第である。

平成二年三月

鳥取県立博物館長 長 石 肇

目 次

序にかえて	1
目 次	1
I 旧鳥取藩士香河家資料目録	1
II 解題	2
○香河家について	7
○香河家資料について	2
III 主要史料写真	14
IV 主要史料解説文	30
あとがき	22

I 旧鳥取藩士香河家資料目録

一 知行充行状

番号	資料名（内容）	作製者	受取人	年代	形態	数量
1	池田輝政知行充行状	池田照政	加賀野次郎右衛門宛	天正十八年十月十八日	折紙	一通
2	池田輝政知行充行状（都合七百石）	池田照政	加賀野次郎右衛門宛	慶長六年十一月三日	折紙	一通
3	池田忠長知行充行状	池田忠長	加賀野弥右衛門宛	慶長十八年十二月廿日	折紙	一通
4	池田忠長知行充行状	池田忠長	加賀対馬守宛	元和元年八月廿四日	折紙	一通
5	池田忠長知行充行状	池田忠長	加賀勘三郎宛	元和元年八月廿四日	折紙	一通
6	池田忠長知行充行状	池田忠長	加賀信濃守宛	元和五年卯月十一日	折紙	一通
7	池田綱清知行充行状（別紙目録共）	池田綱清	加賀内蔵助宛	元禄二年正月廿二日	折紙	一通
8	池田吉泰知行充行状	池田吉泰	香河飛彈宛	享保十一年九月廿六日	折紙	一通
9	池田重寛知行充行状	池田重寛	香河美濃宛	明和三年十二月廿四日	折紙	一通
二 系図・家譜等						
10	池田治道知行充行状	池田治道	香河内膳宛	寛政二年九月廿七日	折紙	一通
11	池田治道知行充行状写	池田治道	香河内膳宛	寛政二年九月廿七日	折紙	一通
12	池田齊稷知行充行状	池田齊稷	香河肥後宛	文化十一年十一月五日	折紙	一通
13	池田齊訓知行充行状	池田齊訓	香河新七郎宛	天保九年八月十一日	折紙	一通
14	廩米永世下賜状	池田慶徳	香河肥後宛	明治十年八月十五日	豎卦紙	一通
15	祿高印章遺存願及許可書	香河保物の写	香河保物の写	明治三年五月	豎紙	一通
16	池田家歴代知行充行状写	香河家代々宛の知行判物の写	香河家代々宛の知行判物の写	明治三十一年五月	豎紙	一通
17	香河氏系図（十一代頼母まで）	香河氏	香河氏系図	天保四年九月	巻子	一卷
18	家筋書上控	香河肥後	香河家系図（十代肥後永章より十二代小膳成智まで）	天保四年九月	豎帳	一冊
19	香河家所持御書之写	香河	香河家所持御書之写（御書の写を藩に提出）	香河	豎板綴	一冊
20	香河頼母・小膳家譜案	氏	香河頼母・小膳家譜案	香河	豎板綴	一冊
21	池田家系図（恒利より齊訓まで）	池田家	池田家系図（恒利より齊訓まで）	池田家	豎帳	一冊
22	松平武藏守玄隆書状（かれい（蝶）到来札状、番所番船油断なく申付ること）	松平武藏守玄隆	松平武藏守玄隆書状（かれい（蝶）到来札状、番所番船油断なく申付ること）	松平武藏守玄隆	豎帳	一冊
23	再勤につき家譜提出の添書（知行不満につき一時退去・君命により呼び返し・再勤家譜提出命令により提出の添書）	香河内膳力（享保二年カ）	再勤につき家譜提出の添書（知行不満につき一時退去・君命により呼び返し・再勤家譜提出命令により提出の添書）	香河内膳力（享保二年カ）	豎紙	一通
24	御意書（病氣退役願聞届、知行・組・鉄炮召上成されず）	加賀内蔵助宛（元禄元年八月七日）	御意書（病氣退役願聞届、知行・組・鉄炮召上成されず）	加賀内蔵助宛（元禄元年八月七日）	豎紙	一通
25	養子願につき上申依頼状（養子の儀につき御上の思召被仰付たく御家老まで上達を依頼）	（享保四年）六月十一日	養子願につき上申依頼状（養子の儀につき御上の思召被仰付たく御家老まで上達を依頼）	（享保四年）六月十一日	豎紙	一通
26	御用状（親伊賀隠居につき、知行合力相違なく仰付らる）	香河大藏宛（元治元年正月廿八日）	御用状（親伊賀隠居につき、知行合力相違なく仰付らる）	香河大藏宛（元治元年正月廿八日）	豎紙	一通
27	組懸合一件につき御前御機嫌取式依頼書	香河美濃（明和四年）三月二日	組懸合一件につき御前御機嫌取式依頼書	香河美濃（明和四年）三月二日	切紙	一通
28	御用状（御合力米御改に付召上、以後の合力米四斗俵百俵遣さる）	香河小膳宛（明治四年十一月四日）	御用状（御合力米御改に付召上、以後の合力米四斗俵百俵遣さる）	香河小膳宛（明治四年十一月四日）	切紙	一通
29	隠居養子（江家督相続許可状）	鳥取県 香河保宛（明治四年十一月四日）	隠居養子（江家督相続許可状）	鳥取県 香河保宛（明治四年十一月四日）	切紙	一通
30	松平武藏守玄隆書状（大坂の儀跡さわがしき様に取沙汰あり、万事油断なく。土肥若狭を相加るよう宮内少輔へ進言する）	松平武藏守玄隆（慶長十九年カ）十月朔日	松平武藏守玄隆書状（大坂の儀跡さわがしき様に取沙汰あり、万事油断なく。土肥若狭を相加るよう宮内少輔へ進言する）	松平武藏守玄隆（慶長十九年カ）十月朔日	切紙	一通
31	加賀対馬守宛（慶長十九年カ）十月朔日	松平武藏守玄隆書状（神崎川相越候付而飛札之通令満足候）	加賀対馬守宛（慶長十九年カ）十月朔日	松平武藏守玄隆書状（神崎川相越候付而飛札之通令満足候）	折紙	一通
32	松平武藏守玄隆書状（かれい（蝶）到来札状、番所番船油断なく申付ること）	松平武藏守玄隆	松平武藏守玄隆書状（かれい（蝶）到来札状、番所番船油断なく申付ること）	松平武藏守玄隆	折紙	一通
33	松平武藏守利隆書状（見舞として海老三十到来札状）	松平武藏守利隆	松平武藏守利隆書状（見舞として海老三十到来札状）	松平武藏守利隆	折紙	一通
34	松平武藏守書状（其地御普請、炎天之時分苦勞共候）	松平武藏守	松平武藏守書状（其地御普請、炎天之時分苦勞共候）	松平武藏守	折紙	一通
35	松平武藏守書状（惣申遣候、依其之番之儀堅被申付之由令満足候、弥被入情尤ニ候云々）	高木長左衛門	松平武藏守書状（惣申遣候、依其之番之儀堅被申付之由令満足候、弥被入情尤ニ候云々）	高木長左衛門	折紙	一通
36	池田忠長書状（惣申遣候、依其之番之儀堅被申付之由令満足候、弥被入情尤ニ候云々）	池田忠長	池田忠長書状（惣申遣候、依其之番之儀堅被申付之由令満足候、弥被入情尤ニ候云々）	池田忠長	折紙	一通
37	池田忠長書状（其元昼夜普請之由苦勞察入候、從五兵衛へも普請の事申遣した、何も相談の上にて云々）	加賀対馬守宛	池田忠長書状（其元昼夜普請之由苦勞察入候、從五兵衛へも普請の事申遣した、何も相談の上にて云々）	加賀対馬守宛	折紙	一通
38	（慶長十九年カ）十月十九日	池田忠長	（慶長十九年カ）十月十九日	池田忠長	折紙	一通
39	池田忠長書状（為音信枝拂一折送被越祝着之至候）	加賀対馬守宛（年不明）一月十四日	池田忠長書状（為音信枝拂一折送被越祝着之至候）	加賀対馬守宛（年不明）一月十四日	折紙	一通

40	池田忠雄書状（為見廻飛脚到来令祝着候、委細源 五左衛門かたより可申候也）池田忠雄 加賀信 濃守宛	（年不明）十二月八日	折紙	一通
41	松平新太郎光政・松平右近太夫輝興連署状（加々 信濃儀手前如何様之申分あるとも堪忍致す様に 異見可然存候）松平新太郎・同右近太夫 荒尾 志摩・和田飛彈・乾兵部宛	（寛永十一年力）五月五日	折紙	一通
42	池田光政書状（見舞飛脚・鮎礼状）池田光政 加 賀信濃宛	（年不明）九月廿五日	折紙	一通
43	池田光政書状（遠路見舞の礼状）池田光政 加賀 信濃宛	（年不明）六月廿五日	折紙	一通
44	池田光政書状（音信として鱈一箱礼状）池田光政 加賀信濃守宛	（年不明）二月廿五日	折紙	一通
45	池田光政書状（帰國の見舞礼状）池田光政 加賀 信濃宛	（寛文十一年）五月廿五日	折紙	一通
46	池田光政書状（音信として干鱈一箱の礼状）池田 光政 加賀信濃守宛	（年不明）一月十五日	折紙	一通
47	池田光政書状（見舞の飛脚、鮎二尺の礼状）池田 光政 加賀信濃守宛	（年不明）六月十九日	折紙	一通
48	池田光政書状（見舞の飛脚、鮎二尺の礼状）池田 光政 加賀信濃守宛	（年不明）九月十二日	折紙	一通
49	池田光仲書状（為祝儀飛脚并櫻肴到来悦入候、猶 志摩守可申候謹言）池田光仲 加賀信濃守宛	（年不明）六月四日	折紙	一通
50	池田光仲書状（新五郎庖瘡為見廻飛脚到来念入之 段令満足候）池田光仲 加賀信濃宛	（年不明）五月十四日	折紙	一通
51	池田綱清書状（婚礼之嘉儀）池田綱清 加賀半七 宛	（寛文十年）卯月十一日	折紙	一通
52	池田綱清書状（平產之嘉儀）池田綱清 加賀半七 宛	（寛文十一年）五月廿五日	折紙	一通
53	松平壹岐守仲澄書状（新田分知押領之祝儀礼状） 松平壹岐守仲澄 加賀内蔵助宛	（貞享二年）八月廿一日	折紙	一通
54	松平（池田）備後守恒元書状（生鱈についての礼 状、煩本復の祝詞）松平備後守恒元 加賀信濃 宛	（年不明）十一月廿六日	折紙	一通
55	松平石見守輝澄書状（見廻飛札、雨鞍覆の礼状） 松平石見守輝澄 加賀信濃守宛	（貞享二年）八月廿一日	折紙	一通
56	松平右近太夫輝興書状（我等普請丁場へ貴殿御加 之由大慶の事）松平右近太夫輝興 加賀信濃 宛	（年不明）六月八日	折紙	一通
57	松平右京大夫書状（御普請何比可相濟候哉承度候、 永々御苦勞申ばかりもなく候）松平右京大夫 加々信濃宛	（年不明）九月九日	折紙	一通
58	松平伊予守綱政書状（為青陽之嘉儀入來欣然之事 候）松平伊予守綱政 香河内膳宛	（年不明）正月十五日	折紙	一通
60	羽柴越中守書状 羽柴越中守（細川忠興力）加賀 宛	（慶長二十年力）五月三日	折紙	一通
61	某 左近政□書状（態申入候、其許永々御苦勞共 候、御普請何時分相済可申候哉）【某】左近政 宛	（年不明）九月十五日	折紙	一通
62	淡路岩屋城中取狀（十五ヶ条）松平阿波守内長 江刑部・岩田七左衛門 松平宮内少輔内加賀野 対馬守宛	（年不明）六月廿六日	折紙	一通
63	鳥取県辞令（予備警羅組申付候事）鳥取県權令三 吉周亮 香河保宛	明治八年四月廿五日	封紙	一通
64	鳥取県辭令（三等遷卒申付候事）鳥取県 予備遷 卒香河保宛	明治八年十一月四日	一通	一通
65	鳥取県辭令（四等巡査申付候事）鳥取県 巡査香 河保宛	明治八年十二月八日	一通	一通
66	島根県辭令（四等巡査申付候事）島根県 香河保 宛	明治九年三月廿四日	一通	一通
67	鳥取県辭令（三等巡査申付候事）鳥取県 島根県 河保宛	明治十四年三月廿二日	一通	一通
68	鳥取県辭令（三等巡査申付候事）鳥取県 島根県 河保宛	明治十五年一月廿四日	一通	一通
69	鳥取県辭令（巡査申付候事）鳥取県 三等巡査香 河保宛	明治十五年一月十九日	一通	一通
70	鳥取県辭令（依願免職）鳥取県 巡査香河保宛	明治十五年二月六日	一通	一通
71	鳥取県辭令（満六年以上勤続付金十八円下賜） 鳥取県 元巡查香河保宛 明治十五年二月六日	明治十五年二月六日	一通	一通
72	鳥取県辭令（給与月俸七円）鳥取県 巡査香河保 宛	明治十九年四月十九日	一通	一通
73	鳥取県辭令（職務格別勉勵付手当金三円下賜） 鳥取県 巡査香河保宛	明治二十一年十二月廿五日	一通	一通
74	鳥取県辭令（職務格別勉勵付賞金三円下賜）鳥 取県 巡査香河保宛	明治二十二年十二月廿一日	一通	一通
75	鳥取県辭令（職務格別勉勵付一円六拾錢賞与） 鳥取県 巡査香河保宛	明治二十六年十二月廿一日	一通	一通
76	鳥取県辭令（職務格別勉勵付金三円賞与）鳥取県 巡查香河保宛 明治三十年三月廿七日	明治三十年三月廿七日	一通	一通
77	鳥取県辭令（職務格別勉勵付金二円賞与）鳥取 県 巡査香河保宛 明治三十一年三月廿四日	明治三十一年三月廿四日	一通	一通
78	鳥取県辭令（職務格別勉勵付金五円賞与）鳥取 県 巡査香河保宛 明治三十四年三月廿五日	明治三十四年三月廿五日	一通	一通
79	鳥取県辭令（職務格別勉勵付金三円賞与）鳥取 県 巡査香河保宛 明治三十五年三月廿九日	明治三十五年三月廿九日	一通	一通
80	鳥取県辭令（職務勉勵付金三円五拾錢賞与）鳥 取県 巡査香河保宛 明治三十六年三月廿六日	明治三十六年三月廿六日	一通	一通

II 解題

○香河家について

ここに取り上げた「旧鳥取藩士香河家資料」は、香河家の子孫である函館市在住の香河学氏より、昭和六十二年六月に当館が寄贈をうけた資料群をいう。

香河家は、池田信輝の時代から池田家に仕え、元元朝期以降代々千三百四十石を給された鳥取藩の上層家臣である。香河家の歴代の履歴を当館所蔵の「香河保家譜」によつて概観する。

主君義隆や部将相良武任の驕奢を見て、息子弥右衛門へ「何方にても仕官致候様」として東国に遣わした。弥右衛門はやがて上総介時代の織田信長の家臣となる。この弥右衛門を香河家では初代としている。弥右衛門が信長の御見を受けた際に、奏者が誤って「香河」を「加賀」と披露したため、そのまま加賀を称した。父大学頭重伸は、大内氏にとどまっていたが、大内義隆没落の際に戦死した。

信長に仕えた弥右衛門は、同じく信長に仕えていた池田信輝と親交を結んだ。当時織田家中に、堀隼人佐という人物がおり、姦佞で織田家の政務の妨げとなり、家中の憤りをかつていた。信輝は弥右

た（資料1）。

関ヶ原の戦の戦功によって、輝政が播磨国を与えられた際には、

関ヶ原の戦の戦功によつて、輝政が播磨国を与えられた際には、対馬は七百石に加増される（資料2）。慶長十五年（一六一〇）輝政の息子忠雄が淡路國六万石を拝領し、翌年対馬は同國岩屋城（淡

衛門と相談し、共にこの隼人佐を暗殺し、織田家を退身し、美濃（岐阜県）の山中に潜居した。弥右衛門は、三年余り鏡磨を業として暮らしたという。弥右衛門は信長の信輝に對する勘気を解くため、ひそかに織田家の鷹狩の鷹野に赴き、溝に隠れて機を伺つた。しかし、見咎められ糾問を受けたが、信輝の居所は明かさなかつた。一命を助けられた弥右衛門は、掃除坊主を申付けられた。ある時、信長の側近くに罷出た弥右衛門は、信長に隼人佐暗殺のいきさつを告げ、信輝の帰参が許された。信輝は、戦争への出陣の際は弥右衛門を後見として迎え行動を共にした。

天正十年（一五八二）の本能寺の変の後、弥右衛門は自然と信輝の臣下となり、領地を賜り、信輝の女子を息子新七郎の妻に迎えた。しかし、信輝は天正十二年の長久手の戦で戦死し、息子新七郎も戦死してしまった。弥右衛門は、信輝の菩提を弔うため発心修業のため退身を願つた。しかし、それは許されず、ついに天正十五年出奔し、行方不明となつた。実は高野山に登つて一生を送つたという。

二代対馬（初名次郎右衛門・弥右衛門）は、初代弥右衛門の三男、幼少の頃は京都妙心寺の僧となつていたが、中兄半七郎が摂津国花隈の合戦において戦死し、長兄新七郎の求めにより還俗した。十八才の時、長久手の戦に池田輝政の御供をし、父信輝・兄之助の戦死を見た輝政が、父・兄と共に戦死するというのを諫め、輝政を守つたといふ。その後、父弥右衛門の通世の後わずかの扶持をもらつていたが、小田原の陣の戦功によつて、天正十八年に三百三十石を賜つた（資料1）。

路島の北端、明石との海峡の要衝）の城代を仰付けられ、忠雄より淡路国（うち七百石）を給された（資料3）。慶長十九年（一六一四）と翌年の大坂冬の陣・夏の陣では、岩屋城に陣して西国往来の船を改め、西国諸大名も対馬の指揮を受けて明石海峡を通船した。

元和元年（一六一五）、備前岡山にあった池田忠繼の死去により、弟忠雄は備前を拝領し、岩屋城にいた対馬も備前へ移った。岩屋城は、阿波蜂須賀家の臣岩田七左衛門・長江刑部へ引渡したが、その際の請取状が本資料に残されている（資料62）。備前に移った対馬は、邑久郡と津高郡の内七百石を拝領し、さらに、元和五年（一六一九）に二割増されて八百四十石を給されたが、同年死去している。

三代信濃は、元和元年に部屋住料二百五十石を賜り、同五年死去した父対馬の知行及び拝領の鉄砲三十挺を相続した。寛永九年（一六三二）の御国替えにより鳥取に移った信濃は、翌年、因伯の内八百四十石を給された。寛永十三年には江戸粂町見付御普請御手伝の惣頭を仰付けられ、三年間江戸詰した。病氣により鳥取に帰り、正保二年（一六四五）四月病死している。

四代兵七は、部屋住中二百俵十五人扶持を与えられ、父の死後遺

領を相続した。万治三年（一六六〇）十二月には御譜代を仰付けられ、着座・大寄合・証人上に次ぐ家格である譜代番頭となり、他の番頭と区別されることとなつた。また兵七は剣術にすぐれ、寛文四年（一六六四）には藩主光仲の御覽を受けている。

寛文九年（一六六九）、息子伊佐衛門が、部屋住料を与えられな

いことを理由に立退するという事件をおこした。しかし、譜代の者

の嫡子を他国に遣すことはできないと、藩は伊左衛門に帰参を命じ、

部屋住料も与えられなままであった。

五代内膳は、立退を行つた伊左衛門である。父兵七が延宝四年（一

六七六）三月に病死し、家督を相続した。内膳は立退事件以後も藩の対応に不満を持ち続けたようで、元禄元年（一六八八）には、養生のためと称して奉公をやめ知行を返還することを願い出で、さらには同四年には病氣を理由に水の暇を願つた。その願は聞き入れられなかつたが、家格にふさわしい重職である江戸御留守居御家老代として十年の江戸詰を命じられ、さらに五百石（ただし銀知）の加増を受け、千三百四十石を給されることとなつた。また、同じ年、姓を加賀から香河に改めている。元禄十四年（一七〇二）に江戸御留守居役を御免となり、帰國している。

内膳には実子がなく、宝永三年（一七〇六）に矢野山城の次男権之助を養子とし、内膳は隠居することを願い、許された。矢野家の家格は証人上で、二千石を給された家である。隠居した内膳は、享保二年（一七一七）加増を受けた五百石の内三百石を地方知行とするなどを願い出たが聞き入れられず、再び退身して京都に住んだ。そのため養子信濃（権之助）は暇を願い、ついに内膳退身のためでなく病氣を理由に暇を与えられ、家督は内膳に返されることとなつた。享保四年、京都にいた内膳はにわかに発病し、退身を不間にされて鳥取へ帰つた。譜代の家柄の断絶を防ぐため、藩では、内膳の妹の子である箕浦隱岐弟荒川権九郎を内膳の養子とし、享保五年、内膳は再び隠居し、権九郎が家督を相続した。箕浦家は香河家と同じ譜代番頭の家である。

六代飛彈（権九郎）は、家督相続後、寛保三年（一七四三）まで勤め隠居、延享元年には剃髪して名を富休と改めている。

七代美濃は、飛彈の実子、寛保三年家督を相続した。明和三年（一七六六）、譜代番頭とその配下の組士との間に対立がおこり、調停に入った藩の対応に不満を持つた美濃を含む四人の番頭が、翌四年

三月それぞれ城下を出て在に入り蟄居するという事件がおこる。それにより、四人は閉門を仰付けられ、五年七月に閉門を許されたが、隠居を命じられ、養子を迎えて相続させることとなつた。この事件については、『鳥取藩史』第六卷「事変史」に詳述されている。

八代極人は備前藩の池田勘解由の次男で、美濃の養子として明和五年家督を相続した。安永七年（一七七八）十月、病氣により死去している。

九代佐渡は極人の実子。安永八年二月に家督を相続した。幼少であつたため、配下の組鉄砲は召上げられたが、天明八年（一七八八）前髪をとり、旧に復された。文化五年（一八〇八）死去。

十代肥後は、佐渡の実子。父死去後、家督を相続。文政十一年（一八二八）、城下近郊の吉海河原での拳火（花火）の際、肥後の家来が若殿（後の藩主池田斉訓）に対して不敬があつたとして差控を仰付けられたが、すぐに許された。天保五年（一八三四）三月に病死している。

十一代頼母は肥後の実子。十五才で家督を相続し、嘉永六年（一八五三）に死去している。

十二代伊賀は養子で、実は天野綾女の弟。天野家は同じく譜代番頭の家である。三十才の時家督を相続。異国船に対する海岸警衛や大坂詰で組士を率いて行動。文久三年（一八六三）京都において不心得のことがあり、隠居を命じられた。伊賀の子信之助が幼少であったため、三浦舎人の弟大蔵を家続養子とし、信之助を大蔵の養子とした。

十三代新七郎（大蔵）は、元治元年（一八六四）正月家督を相続。組士を率いて海岸警衛などにあたり、明治元年（一八六八）鳥羽伏見の戦が起こるや、京都詰を命じられて、しばらく京都・大坂に滞在した。

一、知行充行状（資料1～16）

香河家歴代が拝領した知行充行状である。ただし、鳥取藩初代池田光仲及び最後の藩主池田慶徳のものは失われていて、池田慶徳の知行充行状は、明治二年（一八六八）一月の鳥取藩の版籍奉還後、

て いる (36)。

また 60 の羽柴越中守書状は、当時豊前小倉藩主であった細川忠興の書状と思われるが、西國の大名も明石海峡を通過するには、対馬の改めを受けなければならなかつたことがわかる。対馬は大坂の陣の戦闘に直接参加したわけではないが、岩屋城という要衝にあつて明石海峡を押えたという点で、大坂の陣に重要な役割を果たしたと言える。

「香河保家譜」によれば、対馬は死去に際して息子信濃に、後世子孫のうちに、香河家の由緒を誇り、上に対して不足を申す者が出れば先祖の恥であるから、信濃死後に香河家の系図・感状等を焼却したとしている。確かに本資料中には感状にあたるものは含まれておらず、「家譜」の記述は事実と思われる。したがつて、対馬の具体的な動向がわからないのは残念である。

書状の中に普請に関するものがいくつかある。まず 34 は、武藏守輝直が、高木甚左衛門以下四人に与えたものである。武藏守輝直は池田利隆で、玄隆と称する以前、輝直と称していた時期の書状である。受取人の一人加賀九郎左衛門は、「香河保家譜」にその名が見えず、香河家との関係は不明である。関連する史料がなく年代を特定することはできないが、受取人のうち高木甚左衛門・宮脇清七については、当館所蔵の藩士家譜から、両者は慶長十八年に忠繼から判物を与えられており、淡路時代の忠雄の臣ではないことがわかり、すなわち、慶長十五年以降は香河対馬と行動を共にしていない。したがつて、本書状は、慶長十二年の池田利隆の武藏守任官以降、慶長十四年までの間に書かれたものと考えられる。(「宮脇熊太郎家譜」によれば、宮脇清七は、慶長十二年に駿府御城普請、同十四年に丹

州篠山御普請の普請奉行を勤めているので、このうちのいづれかの普請に関するものであろう。)

37 にも普請の記述が見られる。これは池田忠雄が加賀対馬守に与えたもので、文中に番船のこと、及び若狭守と相談するよう指示していることが見えることから、若狭守を、30 の土肥若狭とすれば、慶長十九年のものと考えられ、この普請は岩屋城の普請であろうと推測できる。同じく 38 も同様の理由から慶長十九年と推測できる。

56 は、池田輝興(松平右近大夫)が加賀信濃守に宛てた書状で、信濃が輝興の丁場に加わり、丁場が完了したことの礼状である。関連史料がなく、年代は特定しがたい。

57 は、池田政綱(松平右京大夫)の書状で、信濃に対し、其地の普請がいつ頃済むのかを尋ねたものである。これも関連史料がなく年代不明である。

書状の内容が興味深いものに、41 の池田光政・池田輝興連署状がある。これは両者が、鳥取池田家の三家老にあてたもので、加賀信濃に堪忍するよう意見したほうがよいと指示したものである。17 の「香河氏系図」にはこれに関して、次のような記載がある。

「寛永十一年三男兵七ヲ滝山角左衛門方へ養子ニ遣ス、然レトモ末期ノ養子タルニ依テ遺跡絶ス、依之、暇ヲ乞ヒ他境ニ走ラントス、(略)然ルニ松平新太郎殿池田右京大夫殿ヨリ羽書ヲ飛シテ頻リニ免シ不給ニ付、止ム事ヲ不得シテ竟ニ止マル」

この記述と書状の内容が一致することから、41 は寛永十一年のものと考えられる。

その他、見舞・祝儀の贈答に関するものがあり、香河家が鳥取池田家以外の一族諸大名と直接書状を交換していることがわかる。

四、鳥取県辞令

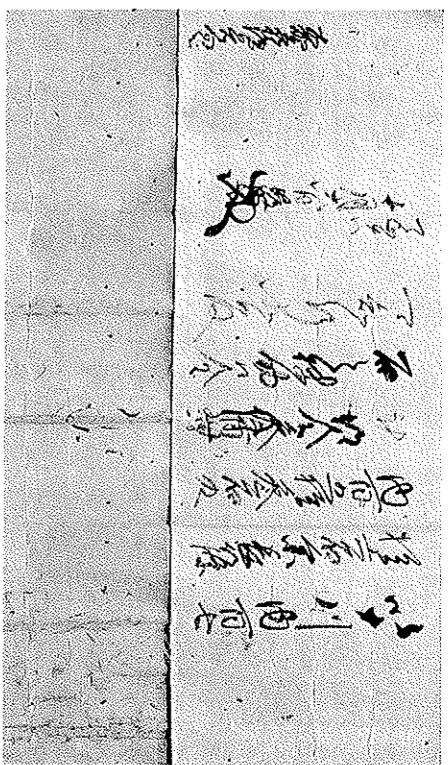
廃藩後、鳥取県巡査となつた香河保に関する資料である。十四代保は十二代伊賀の子で、父隱居の際は幼少を理由に十三代新七郎をむかえている。そして、明治四年に養父隱居により家督を相続しているが、保はまだ壯年に達しておらず、養父の病氣によつてやむを得ない措置として相続が認められている。したがつて、保が成人してのちの初めての仕事が、明治八年四月の予備警羅組の仕事だつたと思われる。同年三等羅卒となり、さらに羅卒の名称が巡査と改められ、四等巡査となつてゐる。四等は巡査の中で最も下位の等級であり、若年のためか、大身であつた香河家の嫡子でも警察機構の末端に位置づけられている。保は明治十五年に一時巡査をやめているが、再び巡査となり、本資料中には明治三十九年までの辞令が残つてゐる。

五、雑書

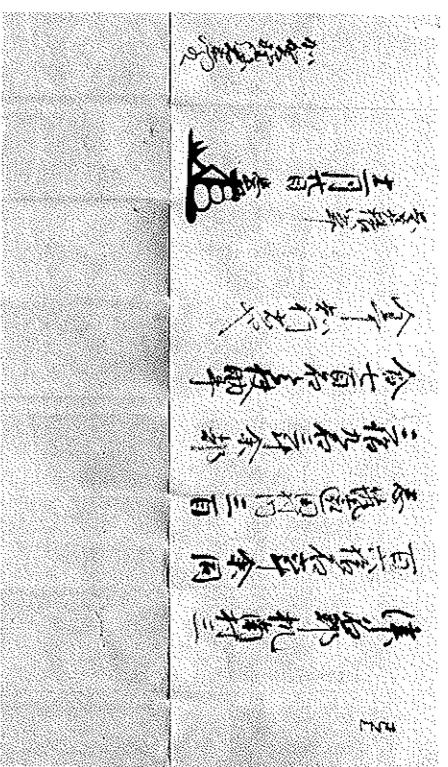
譜代番頭の職務である御城代番の職務についての資料 88 がある程度である。

六、歴史資料

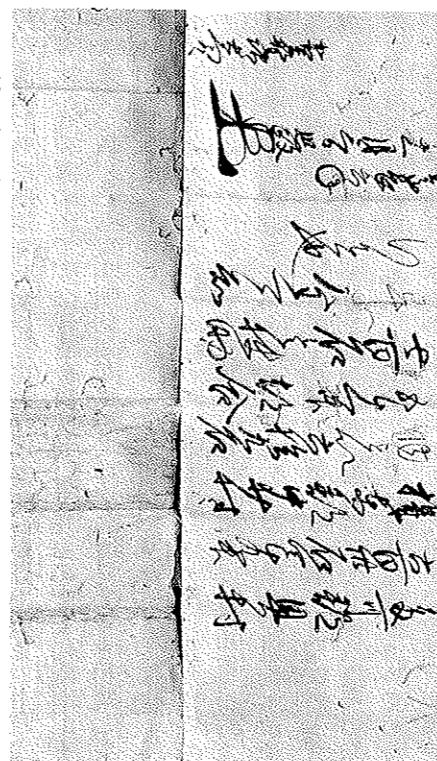
92 の判物箱と 93 の刀剣である。刀剣は長さ七〇・七 cm、無銘。柄は白柄・ミジン青貝の因幡柄である。



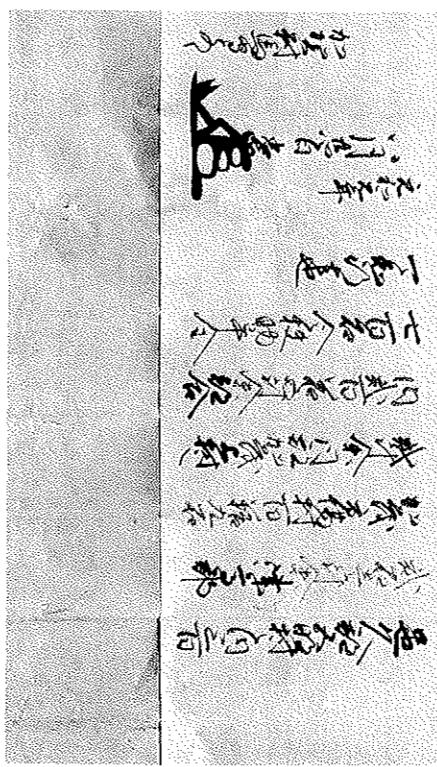
1. 池田輝政知行充行状



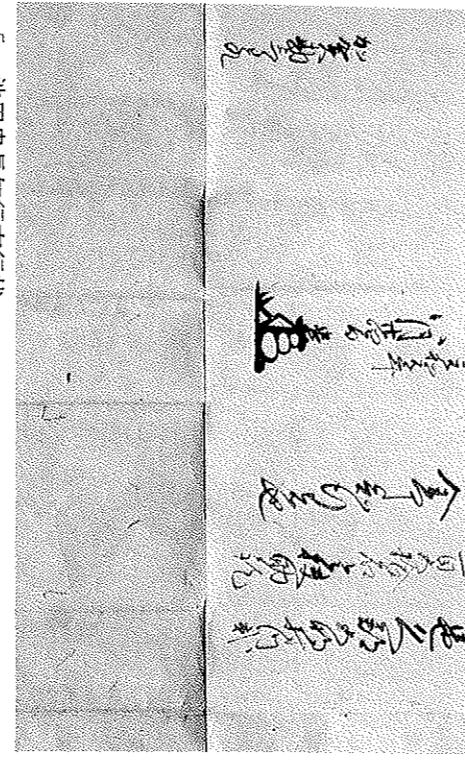
3. 池田忠長知行充行状



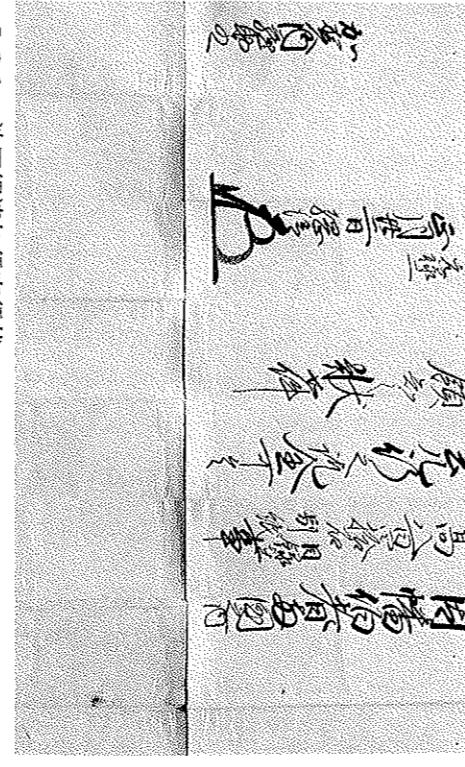
2. 池田輝政知行充行状



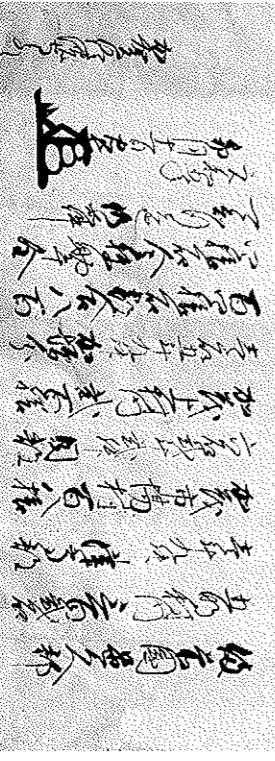
4. 池田忠長知行充行状



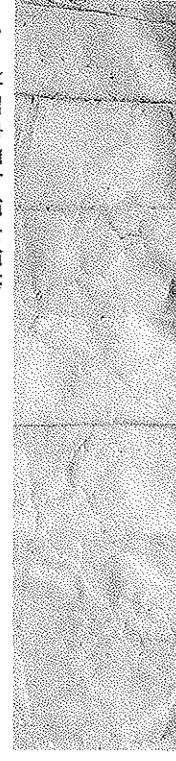
5. 池田忠長知行充行状



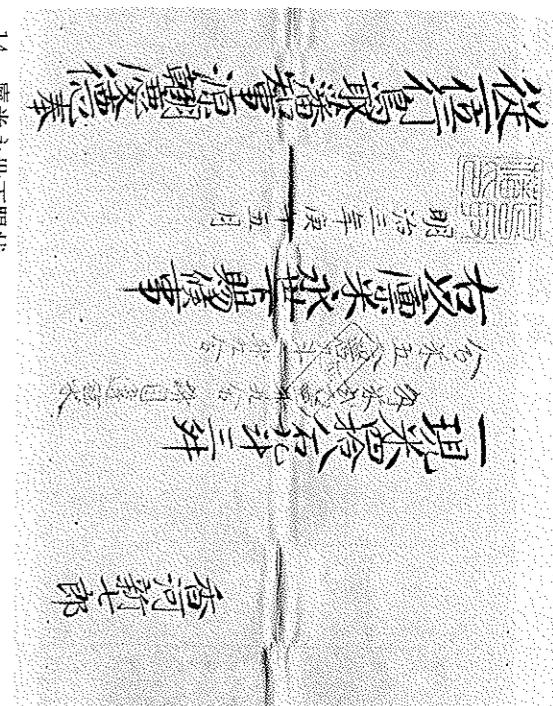
7の1. 池田綱清知行充行状



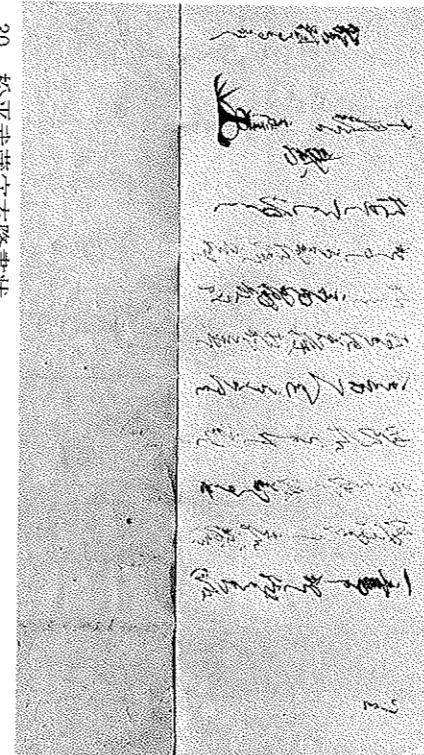
7の2. 別紙目録



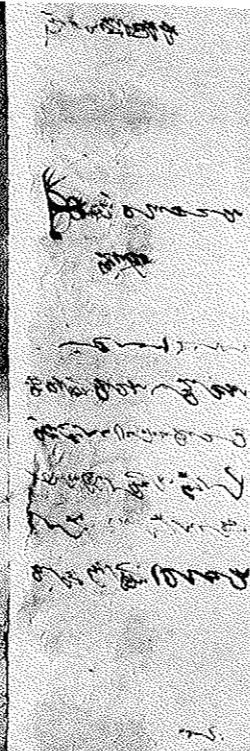
6. 池田忠長知行充行状



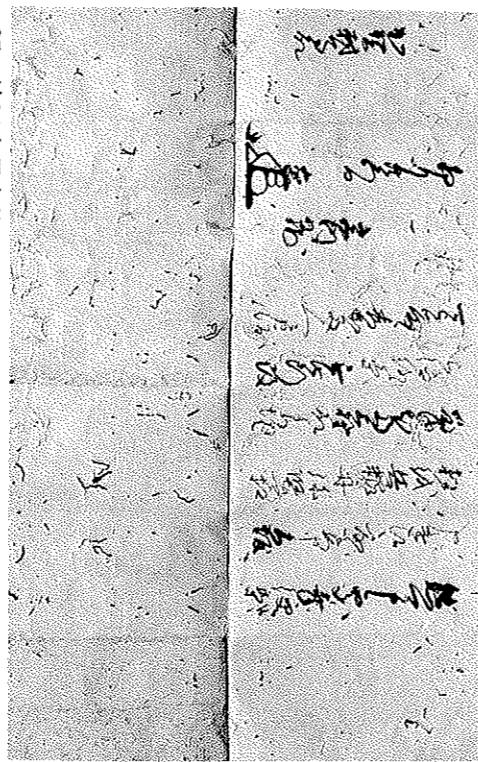
14. 穀米永世下賜狀



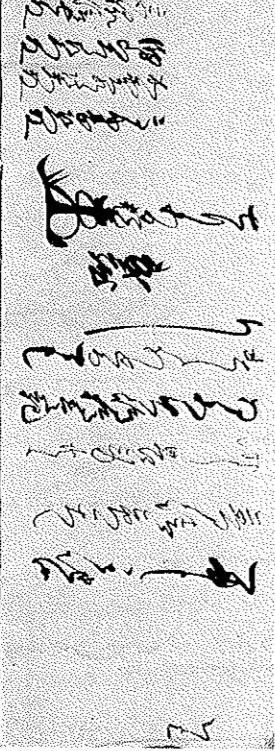
30. 松平武藏守玄隆書狀



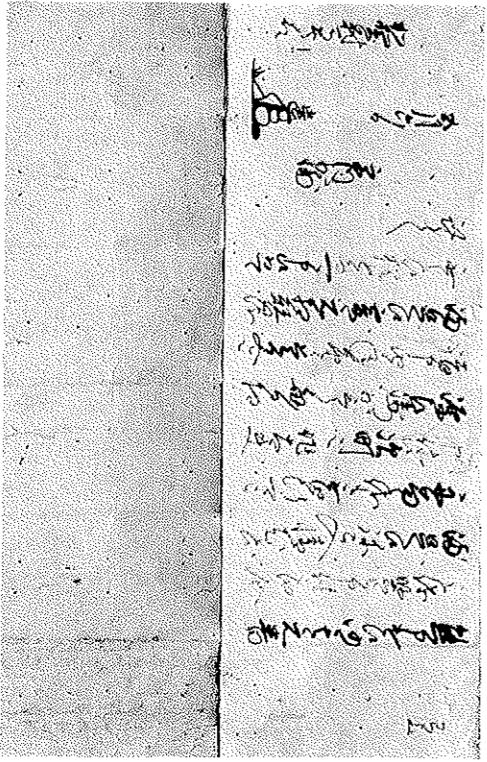
33. 松平武藏守利隆書狀



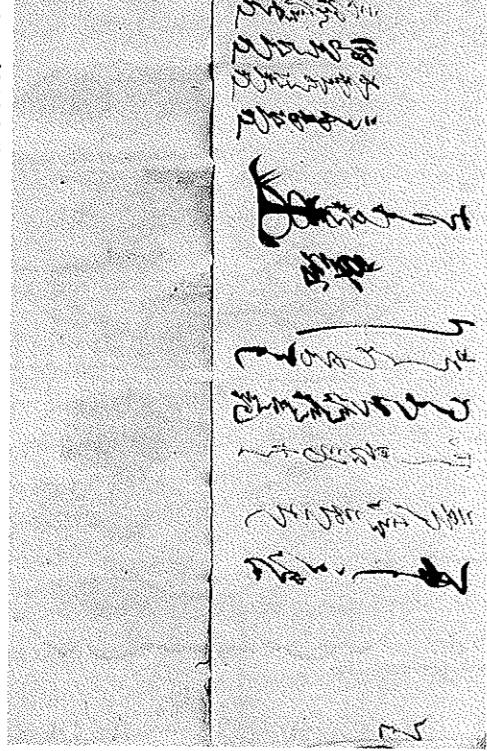
35. 池田忠長書状



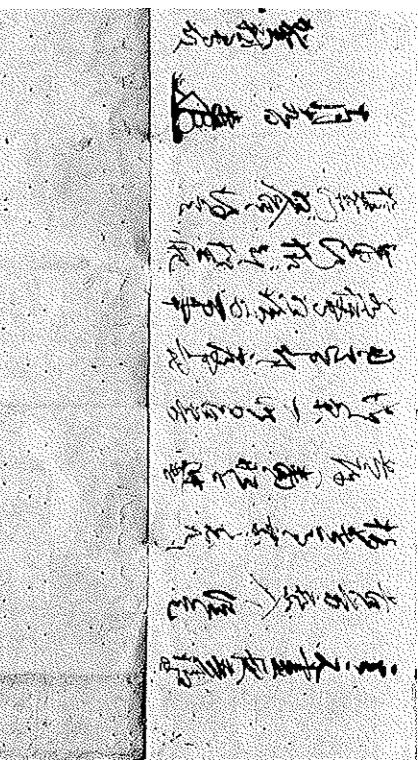
卷之二



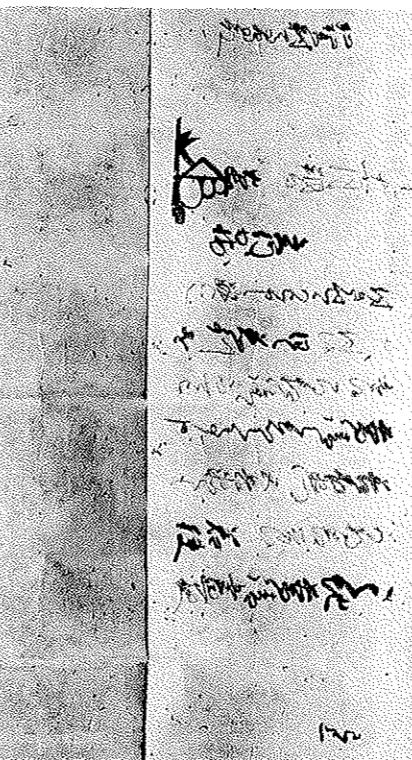
36. 池田忠長書状



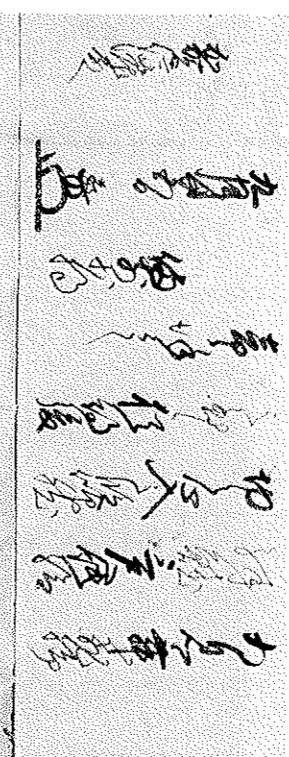
34. 松平武藏守書狀



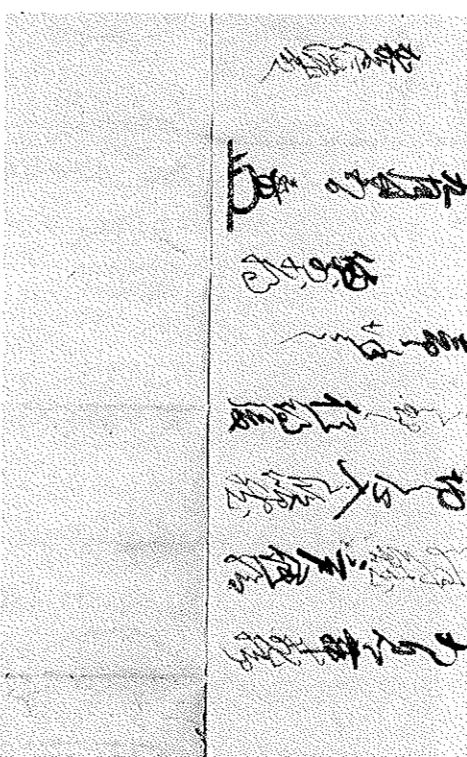
37. 池田忠長書状



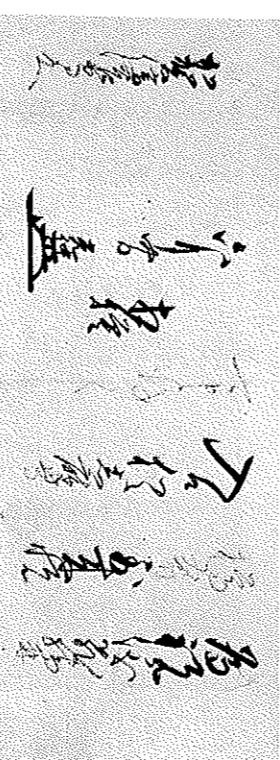
38. 池田忠長書状



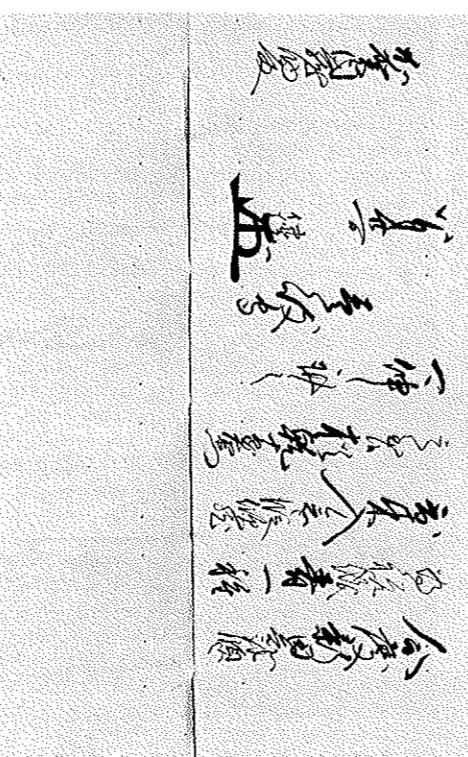
41. 松平新太郎光政・松平右近大夫輝興連署状



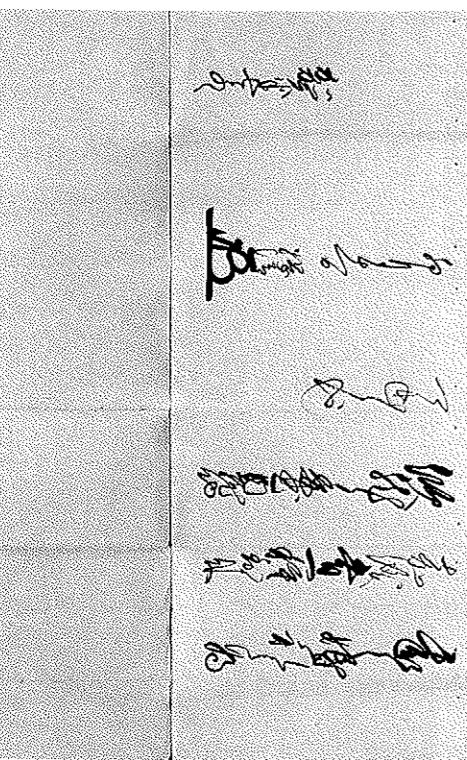
42. 池田光政書状



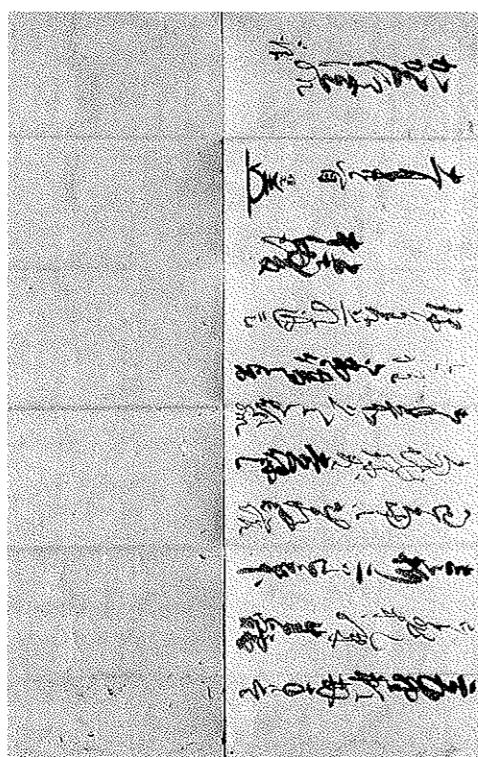
49. 池田光仲書状



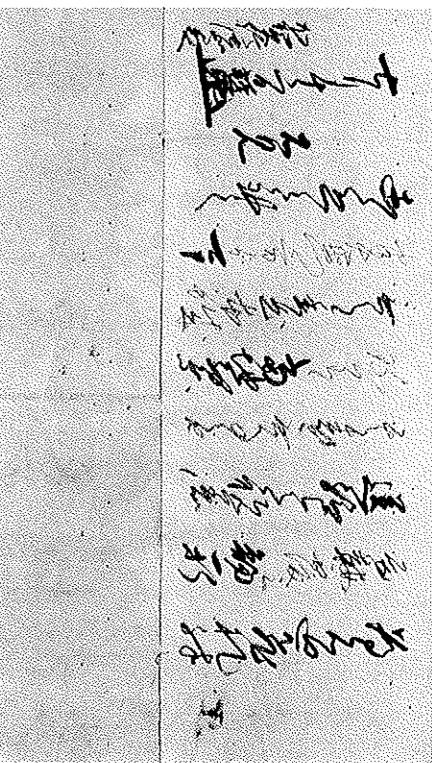
53. 松平豈岐守仲澄書状



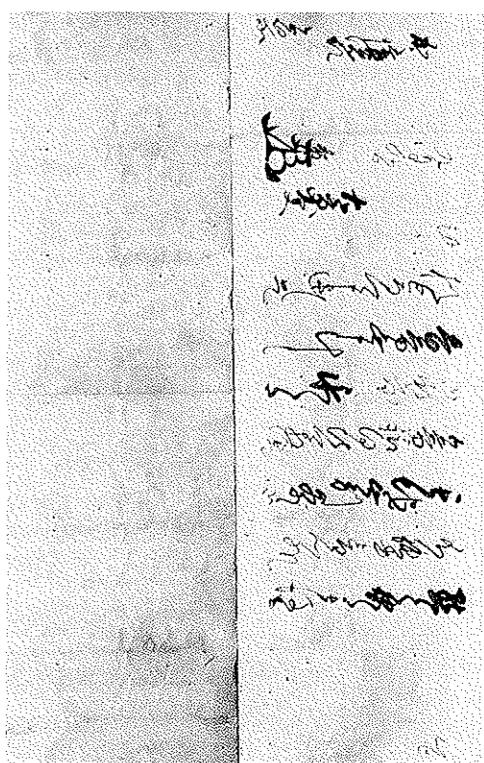
51. 池田綱清書状



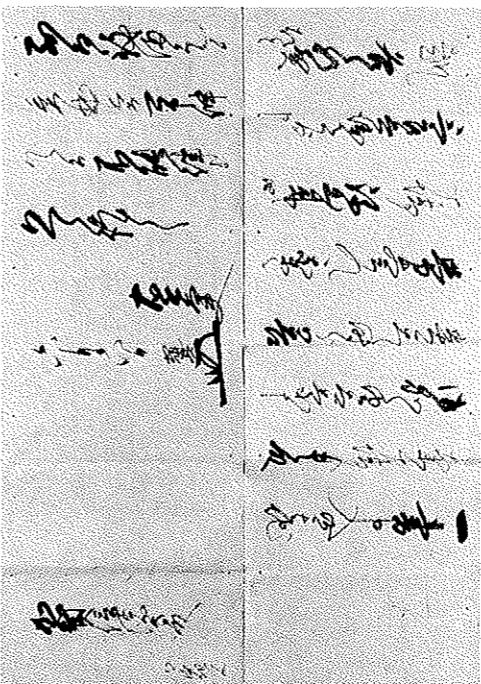
54. 松平備後守恒元書状



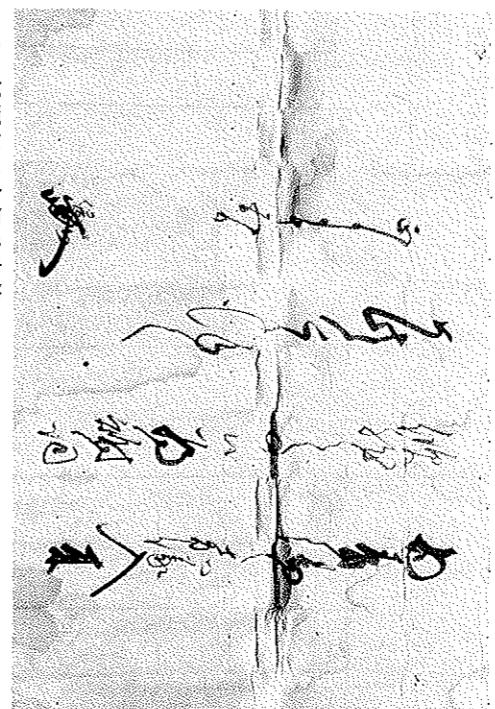
55. 松平石見守輝澄書状



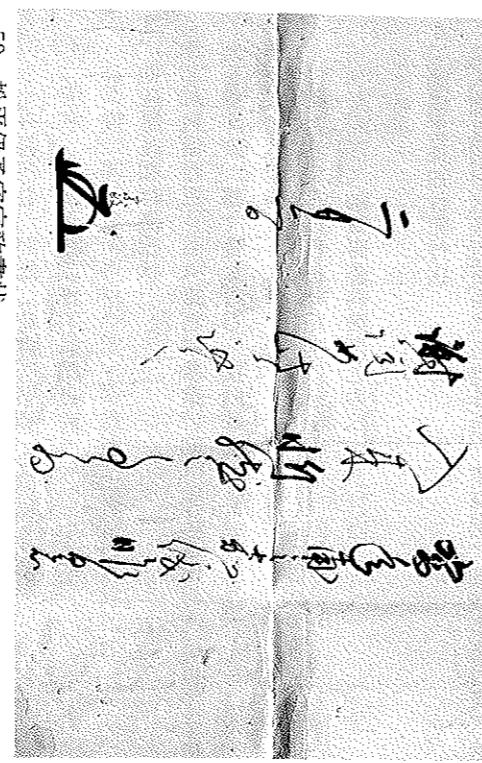
56. 松平右近大夫輝興書状



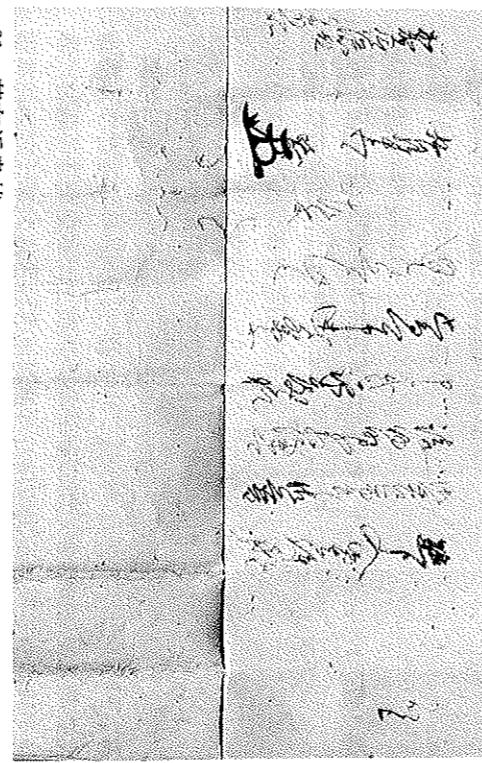
57. 松平伊予守綱政書状



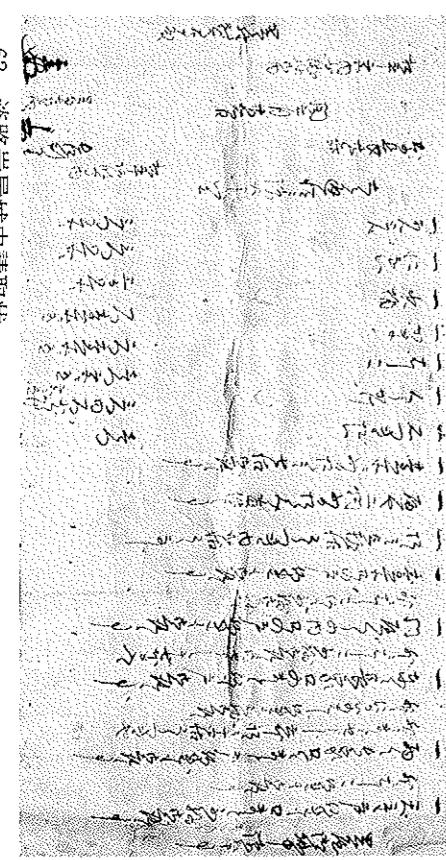
58. 松平伊予守綱政書状



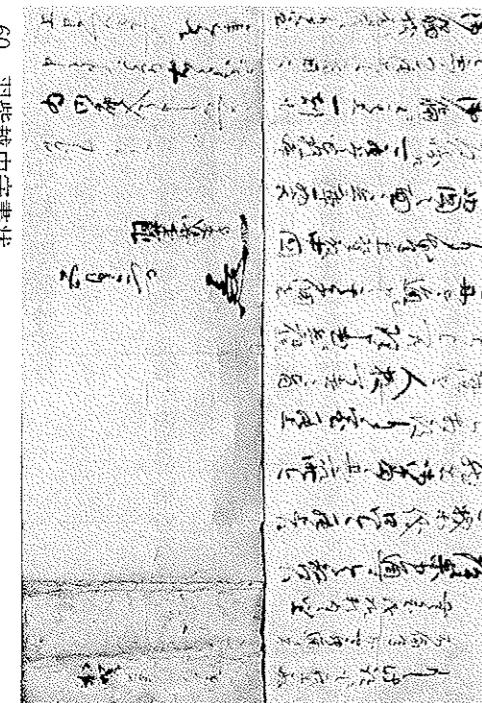
59. 松平伊予守綱政書状



60. 羽柴越中守書状



61. 某左近書状



62. 渡路岩屋城中請取状

IV 主要史料解説文

1、池田輝政知行充行状
以十川内百七」拾六石余、長篠」内百五拾参石九」斗、都合參百
卅」石令扶助畢。全」可知行状如件。

天正十八

十月十八日 照政（花押）

加賀野次郎右エ門とのへ

2、池田輝政知行充行状

多可郡奥村」六百卅石四斗九外」揖東郡中井村之」内を以六拾九
石」五斗一外、都合」七百石令扶助」畢。全可知」行者也。

十一月三日 照政（花押）

加賀野次郎右エ門とのへ

3、池田忠長知行充行状

津名郡机南村三」百六拾石六斗余、同」志筑遠田村内三百」三拾
九石三斗余、都」合七百石令扶助畢。」全可知行者也。

慶長拾八年

十二月廿日 忠長（花押）

加賀野弥右衛門とのへ

4、池田忠長知行充行状

邑久郡五明村之内三百」武石毫斗余、津高郡」加茂市場村百八拾
一、高百拾九石毫外武合

河村郡方地村内

一、高武百七拾九石六外

法美郡麻生村内

一、高三拾九石武斗七外

八束郡別府村内

一、高三百八拾武石毫外三合

金見郡小松村

高合八百四拾石

以上

香川新七郎

一、現米四拾八石九斗三外

九石」武斗余、同郡加茂上村之」内武百八石五斗余、都合」七百
石令扶助畢。全」可知行者也。

八月廿四日 忠長（花押）

加賀対馬守とのへ

5、池田忠長知行充行状

邑久郡五明村内武」一百五拾石令扶助訖。」全可知行者也。

元和元年

八月廿四日 忠長（花押）

加賀勘三郎とのへ

6、池田忠長知行充行状

備前国邑久郡」五明村之内三百武石」毫斗九外、津高郡」加茂市
場村百八拾」六石武斗外、同郡」加茂上村内武百拾毫石五斗九
外、加增分」百四拾石、都合八百」四拾石令扶助畢。全」可知行
者也。仍如件。

元和五年

卯月十一日 忠長（花押）

加賀信濃守とのへ

7、池田綱清知行充行状

因幡伯耆両国之内」高八百四拾石^{別紙在事}」充行之訖。全可知」領
知之状如件。

元禄二

正月廿二日 綱清（花押）

以上

30、松平武藏守玄隆書状

（朱）外米武石三外九合 牝目邊餘米
(朱)合米五拾石九斗六外九合

鳥取藩印 明治三年庚午五月

右以廩米永世下賜候事

従三位行鳥取藩知事源朝臣慶徳奉

以上

31、松平武藏守玄隆書状

一書申遣候。然者大坂之」儀弥さハかしき様ニ取沙汰候」間、其

地之儀万事無」油斷様ニ被申付候而尤候。」其方一人迄ニ而も如

何と」存、土肥若狭相加被置候」様ニと宮内少輔殿へも申」遣事

候間、万相談候而可然候。」猶追々可申候。謹言。

以上

武藏

十月朔日 玄隆（花押）

以上

武藏

霜月十一日 玄隆（花押）

加賀野対馬守殿

32、松平武藏守玄隆書状

以上

寔許珍敷かれい三二到来、令祝着候。其元番等無出」断可被申付候。乾「平右衛門方へも申遣候」番船之儀、由断「有間敷、委細者」大膳方々可申候。謹言。

十一月六日 玄隆（花押）

加賀対馬殿

33、松平武藏守利隆書状

以上

為見廻、海老川到來、令祝着候。折々心入之程不淺候。我等事」明日西宮迄令陣替候。委細者香西縫殿助」かたより可申候。謹言。

卯月廿三日 武藏（花押）

加賀対馬守殿

34、松平武藏守書状

以上

一書申候。其地御普請炎天之時分苦勞共候。為□鷗樽老宛」遣候。猶追而可申候。謹言。

七月五日 輝（花押）

高木甚左工門殿

41、松平新太郎光政・松平右近太夫輝興連署状

態申遣候。仍其元番之儀、堅被申付之由、令満足候。弥被入情尤候。舟留之儀も無出斷可被申付候。次町々作太夫」源左衛門少三郎毎日相詣申由承届候。是又令満足候。寔元相替儀」無之候。猶追而可申候。恐々謹言。

36、池田忠長書状
以上

五月六日 忠長（花押）

加賀対馬守殿

37、池田忠長書状

其元昼夜普請之由」苦勞察人候。從是指遣馬乘之者共も兵庫へ番船を遣儀候條、昨日召寄用意申付候。不及申候へ共可被申渡候。恐々謹言。

41、松平新太郎光政・松平右近太夫輝興連署状

追而信濃せかれ之事」以來如在□其心得て可被申渡候。委細者内匠助方々可申候。以上。

一書申遣候。加々信濃儀手前如何様之申分候へ共堪忍致候様何も異見可然存候。久者候儀候間、如在不存候。此旨可被申渡候。恐々謹言。

新太郎

五月五日 光政（花押）

右近大夫

輝（花押）

荒尾志摩殿

和田飛彈殿

乾 兵部殿御宿所

42、池田光政書状

為見廻飛脚殊鮭三尺錢給切心入之段欣然之至候。猶期後音候。謹言。

九月廿五日 光政（花押）

備前少將

加賀信濃殿

先度者、遠路見舞炎天之砌被入心之段別而令祝着候。其地亦相替事無之候哉猶追而可令申候。謹言。

備前少將

六月廿五日 光政（花押）

加々信濃殿

35、池田忠長書状

以上

態可申処、幸便候條申遣候。度々如申、大坂へ相越兵糧舟弥堅可相留由、本多上野殿より切ニ被仰越候條、無出断改可被留候。委曲兩人ニ申渡候。謹言。

卯月廿五日 忠長（花押）

加賀対馬殿

36、池田忠長書状

以上

態申遣候。仍其元番之儀、堅被申付之由、令満足候。弥被入情尤候。舟留之儀も無出斷可被申付候。次町々作太夫」源左衛門少三郎毎日相詣申由承届候。是又令満足候。寔元相替儀」無之候。猶追而可申候。恐々謹言。

五月六日 忠長（花押）

加賀対馬守殿

37、池田忠長書状

以上

其元昼夜普請之由」苦勞察人候。從是指遣馬乘之者共も兵庫へ番船を遣儀候條、昨日召寄用意申付候。不及申候へ共可被申渡候。恐々謹言。

新太郎

五月五日 光政（花押）

右近大夫

輝（花押）

荒尾志摩殿

和田飛彈殿

乾 兵部殿御宿所

43、池田光政書状

為見廻飛脚殊鮭三尺錢給切心入之段欣然之至候。猶期後音候。謹言。

九月廿五日 光政（花押）

備前少將

加賀信濃殿

為音信枝柿一折送被越、祝着之至候。猶佐分利十右工門」可申候。謹言。

二月十四日 忠長（花押）

加賀対馬守殿

40、池田忠雄書状

為見廻飛脚到来令祝着候。委細源五左工門かたより可申候也。

十二月八日 忠雄（花押）

加賀信濃守とのへ

加賀九郎左衛門殿
瀧山大郎左工門殿
宮脇清七殿

44、池田光政書状

為音信干鱈一箱被送越、被人念之段、欣然之至候。」猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少將

二月廿五日 光政（花押）

加賀信濃守殿

45、池田光政書状

帰國為見舞一箱被送越、被人念之段、欣然之至候。」猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少將

七月七日 光政（花押）

加賀信濃守殿

46、池田光政書状

為音信干鱈一箱送給儀、被人念之段、令滿足候。猶追而可申達候。恐々謹言。

二月十五日 光政（花押）

加賀信濃守殿

47、池田光政書状

為音信干鱈一箱送給儀、被人念之段、令滿足候。猶追而可申達候。恐々謹言。

二月十九日 光政（花押）

加賀信濃守殿

48、池田光政書状

為見廻飛脚殊一箱被送越、誠被入念之段、欣然之至候。猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少將

六月十四日 光仲（花押）

加賀信濃守殿

49、池田光仲書状

為見廻飛脚殊一箱被送越、誠被入念之段、欣然之至候。猶追而可申達候。恐々謹言。

九月十二日 光政（花押）
加賀信濃守殿
御宿所
備前少將

六月四日 光仲（花押）
加賀信濃守殿

50、池田光仲書状

新五郎庖瘡為見廻、飛脚、樽着到来、悅入候。猶志摩守可申候。謹言。
右衛門兵衛可申候也。

五月十四日 光仲（花押）

加賀信濃とのへ

51、池田綱清書状

我々婚礼之為嘉儀、肴一種到来欣然候。委曲内藏助可述候也。

卯月十一日 綱清（花押）

加賀半七とのへ

52、池田綱清書状

七月十二日 輝澄（花押）
加賀信濃守殿

53、松平壱岐守仲澄書状

今度平產之為嘉儀、以飛脚肴一種到来欣然候。猶内藏助可述候也。

五月廿五日 綱清（花押）

加賀半七とのへ

54、松平（池田）備後守恒元書状

宮野賴母方迄三御飛札殊生鱈一壱折二送被下過當之至存知候。」当地珍賞味申候。御手前久々御煩候處、今程御本復之旨珍重候。恐惶謹言。

壱岐守

八月廿一日 仲澄（花押）

加賀内藏助殿

55、松平石見守輝澄書状

為見廻飛札殊一雨鞍覆三鰯一折送給、令祝着候。其表無事之由、珍重候。當地別條無之候。委曲本城半右衛門方々可申述候。恐々謹言。

加賀信濃様

十一月廿六日 恒元（花押）

加賀信濃様

56、松平右近大夫書状

七月十二日 輝澄（花押）
加賀信濃守殿

57、松平右京大夫書状

以上
一書申入候。其地我等丁場へ貴殿御加候由、大慶申候。炎天候時分、苦勞候。我等之丁場弥出来候由、三良兵衛かた今申越候。各肝煎故と別而致滿足候。委曲追而可申候間、不能詳候。恐々謹言。

右近大夫

六月八日 輝興（花押）

加賀信濃守殿御宿所

58、松平伊予守綱政書状

為青陽之嘉儀入來欣然之事候。為謝詞如此候。恐々謹言。

正月十五日 綱政（花押）

石見

59、松平伊予守宗政書状

為年甫之嘉儀、昨日者入來、欣然之事候。為謝詞如此候。謹言。

二月二日 宗政(花押)

60、羽柴越中守書状

猶々此跡ニも我等船不依多少可罷通候間、無異儀様頼ム候。以上。

雖未申通候、令啓候。我等儀、只今罷上候。然者、御番舟衆昨今被相改、自室罷上陸を人數可遣之旨被申候共、理申直ニ兵庫迄舟を通し申、其子細者自本多上野殿、中國西國之面々兵庫西宮尼崎江可罷上之旨ム通之御触ニ候。其上、一刻も急可罷上之旨日々御触状到来候。自室上申候へハ、事にをくれ申事ニ候間、右之分ニ候。為御届入可申候。恐々謹言。

羽柴越中守

五月三日 (花押)

加賀

61、某左近書状

以上

態申入候。其許水々御苦勞共候。御普請何時分相済可申候哉、承度候。猶追而可申述候条不具候。恐々謹言。

左近

62、淡路岩屋城中請取申事

岩屋城中請取申事
天守戸何れも口ムまど不残御座候事。
外ニはしこ何れも御座候事。

一、外ニまとせうじ六本、たゞみ十四帖うらつき也。
一、西之長戸口ムまと戸何れも御座候事。
外ニにかいのはじ何れも不残御座候。

一、東之長戸口のまと戸何れも御座候事。
外ニはしこ不残御座候、同せうじ十七本入候。

一、門戸ぐらの内、戸何れも御座候事。
外ニはしこ何も不残御座候。

一、台所口の戸何れも御座候事。
たゞ三拾帖うらつき内式拾うらなし。

一、へや二間ふるた、み敷供申候事。
一、台所ニふるた、み七帖御座候事。

一、石つきだい
一、くらかけ
一、はしこ

三つ内一つ小ぐらかけ戸ニ有
一、かま
二つ台所ニ有

一つ台所ニ有
三つ同所ニ

三つ同所ニ
三つ同所ニ

三つ同所ニ

あとがき

本報告書は、昭和六十二年六月に、香河学氏より当館が寄贈を受けた「旧鳥取藩士香河家資料」についての調査報告である。

本書に掲載した目録は、寄贈時の目録をもとにして作成した。したがつて、寄贈時には年代不明としていたものの年代比定をある程度行つた現段階では、年代順に番号が並んでいない個所もある。

本資料の整理分類は福井淳人・坂本敬司が行い、報告書の執筆は坂本が行い、福井が補つた。

平成元年度

資料調査報告書 第十七集

—旧鳥取藩士香河家資料—

平成二年三月三十一日 発行

鳥取県立博物館
〒680 鳥取市東町二丁目二二四
電話 (0857)261-8045